

● 前回審議会（令和 7 年 8 月 27 日第 8 回リサイクル清掃審議会）で出た委員意見要旨

No.	委員名	ページ	委員意見要旨	事務局コメント
1	鏑木委員	9 ページ	(3) 食品ロスの削減に「区が取り組んでいるフードドライブやフードシェアリングサービス「文京×タバシェ」、ぶんきょう食べきり協力店などの食品ロスを削減する施策のさらなる普及啓発と、区民や事業者が参加しやすい仕組作りについて検討する必要があります。」とあるが、「さらなる普及啓発」を「さらなる推進」としてはどうか。	食品ロスを削減する施策については、現段階ではここに掲げた施策以外の具体的な予定がないため、施策のさらなる推進ではなく普及啓発に係る記載としています。施策のさらなる推進については、その後の「区民や事業者が参加しやすい仕組作りについて検討する必要があります。」の部分に含まれているものと考えています。
2	鏑木委員	35 ページ	②区民行動計画に「・使い切れない食品は知人に譲る、フードドライブに提供するなどして活用します。」とあるが、食中毒発生の懼れがあるので注意が必要ではないか。	「・使い切れない食品でまだ食べられるものは知人に譲る、フードドライブに提供するなどして活用します。」に修正しました。
3	島田委員	73 ページ	8. 1 収集状況に「区内の下水道普及率は 100% で、し尿及び生活雑排水のほぼ全量が公共下水道により処理されており、」とあるが、「ほぼ」とはどのような意図か。	し尿及び生活雑排水はほとんどが公共下水道により処理され、残りの一部は焼却・埋立等されるという意味ですが、これは処理方法に関する記載であり、「8. 2 処理方法」の文末にある「最終的にはほとんどが下水道放流されますが、一部、焼却・埋立等されるものがあります。」の記載で足りるため、「8. 1 収集状況」からは削除しました。
			8. 1 収集状況に「区内の下水道普及率は 100% で、し尿及び生活雑排水のほぼ全量が公共下水道により処理されており、」とあるが、「ほぼ」という曖昧な表現は避けるべきではないか。	「区内の一般家庭において、現在使用されているくみ取り便所はありません。」に修正しました。
5	阿部(雅)委員	73 ページ	8. 1 収集状況に「区内の一般家庭において使用されているくみ取り便所は、現在ありません。」とあるが、使用されているのかいないのか分かりづらい。	「区内の一般家庭において、現在使用されているくみ取り便所はありません。」に修正しました。

No.	委員名	ページ	委員意見要旨	事務局コメント
6	島田委員	73 ページ	8. 2 処理方法に「処理業者によって収集・運搬された、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水（作業所内で発生するもの）、事業系し尿については品川清掃作業所又は民間処分施設において処分されています。」との記載があるが、浄化槽汚泥とディスポーザ汚泥が民間処分施設において処分される可能性があるのであれば、図 8-1 の矢印が足りないのではないか。	浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水（作業所内で発生するもの）、事業系し尿は、品川清掃作業所又は民間処分施設のいずれかにおいて処分されているという記載であり、図 8-1 の処理フローのとおりです。誤解が生じないよう、「処理業者によって収集・運搬された、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水（作業所内で発生するもの）、事業系し尿については、図 8-1 のとおり品川清掃作業所又は民間処分施設において処分されています。」に修正しました。
7	島田委員	73 ページ	災害時のし尿の処理についても記載してはどうか。	災害時のし尿の処理については、別途「災害廃棄物処理計画」において記載しているため、本計画に詳細は記載しませんが、7. 3 個別施策の 5 適正処理の推進（6）災害時の対応に災害時の廃棄物処理に係る区ホームページの QR コードを掲載しました。
8	宮本委員	73 ページ	例えば水道にソースを流してしまうと浄化に風呂桶●杯分の水が必要となる等、水の浄化に係る説明を記載してはどうか。	第 8 章 生活排水処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて一般廃棄物処理基本計画（本計画）に記載しており、記載すべき事項は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画策定に伴う留意事項について（平成 2 年 2 月 1 日付衛環第 22 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）等に定められていますが、水道事業は都の所管であることから、本区については第 8 章のとおりの記載としています。

No.	委員名	ページ	委員意見要旨	事務局コメント
9	島田委員	コラム	コラムについて、現行計画から引き継ぐテーマについて、内容が古く感じられるものがあるのではないか。	現行計画と同じテーマであっても、タイトルや内容は現状に即して更新しています。
10	武井委員	コラム	コラムについて、長年文京区で活動している団体の委員が区民目線で執筆してはどうか。	特定の委員にコラムの執筆をお願いすることで負担が生じたり、他の委員が意見しづらくなったりする可能性があるため、事務局で案を作成し本審議会でご意見をいただき、区民である公募委員を含む皆様のご意見を取り入れることとします。
11	島田委員	コラム	コラム「家庭系食品ロスを減らすには」及び「事業系食品ロスを減らすには」とあるが、一般廃棄物処理基本計画で事業系食品ロスに触れる意図はあるのか。	本計画は「食品ロス削減推進計画」を内包しているため、家庭系食品ロスだけでなく事業系食品ロスについても記載し、区として事業系食品ロスの削減にも取り組んでいます。また、コラムのタイトルは「家庭から発生する食品ロスを減らすには」及び「事業所から発生する食品ロスを減らすには」としました。
12	和田委員	コラム	コラム「ライフスタイルを見直す～「断る (Refuse)」勇気も必要です～」は、今の時代にも合っていると思う。	コラムのタイトルは「ライフスタイルを見直す～「断る (Refuse)」勇気と「参加する」勇気～」とし、内容も現状に即したものに更新しました。
13	鏑木委員	コラム	コラム「リチウムイオン電池等の適正処分」について、区民目線で「リチウムイオン電池等の適正な取扱い」などの表現の方がよいのではないか。	前回審議会でお示ししたのはコラムのテーマであり、タイトルは案でしたが、今回審議会ではコラムの文章を含む全体をお示ししています。ご意見を参考に、タイトルは「リチウムイオン電池等の正しい出し方」としました。

No.	委員名	ページ	委員意見要旨	事務局コメント
14	南部会長	コラム	コラム「家庭ごみ有料化」について、有料化することが決定しているような印象を持たれないよう配慮が必要だと思う。	家庭ごみ有料化が決定しているような印象を持たれないよう表現に配慮し、有料化の意義やメリットとデメリットなど包括的に現状を伝える内容としました。
15	阿部(雅)委員		コラム「家庭ごみ有料化」について、有料化の意義やメリットとデメリットなど包括的な内容にすべきではないか。 計画本編では家庭ごみ有料化について詳細を記載している訳ではないので、計画本編とコラムの関係性がわかるようにした方がよいのではないか。	コラムは計画本編の関連する記載と可能な限り近いページに掲載し、計画本編との関連がわかりやすいよう配慮しました。
16	斎藤委員		コラム「家庭ごみ有料化」について、第7章「目標達成のための具体的施策」だけでなく、2. 4 適正処理の課題（6）家庭ごみ有料化の検討にも関連する記載があるのでうまくつなげられればよい。	
17	阿部(雅)委員	コラム	コラム「プラスチック分別回収事業」について、どのようなプラスチックが分別回収の対象になるのかを説明してはどうか。	コラムのタイトルは「プラスチック分別回収を実施しています！」とし、資源として回収できる/できないプラスチック、出し方や回収後のリサイクルの流れなどを説明する内容としました。
18	斎藤委員	コラム	コラム「進化したマイボトルとペットボトルの水平リサイクル」について、マイボトルの内容とペットボトルの水平リサイクルの内容を意味していると思うが、マイボトルを水平リサイクルする内容とも捉えられるので表現を工夫した方がよい。	二つのコラムに分割し、タイトルはそれぞれ「進化した水筒～マイボトルを持って出かけよう！～」と「ペットボトルの水平リサイクル～ボトル to ボトル～」としました。
19	宮本委員	コラム	コラム「雑がみは資源です」について、私自身もどのような紙が雑がみとして出せないのか迷うことが多い。	コラム「雑がみは資源です」において、雑がみとして出せるもの/出せないものについて、イラストを交えて説明しました。

No.	委員名	ページ	委員意見要旨	事務局コメント
20	島田委員	コラム	コラムにごみや資源を収集している職員の紹介やメッセージなどを掲載してはどうか。	コラム「ふれあい指導を実施しています！」に「ふれあい指導の奮闘」及び「こんな仕事もしています」として、職員のエピソードを記載しました。
21	鏑木委員	コラム	コラム「ふれあい指導」について、外国人住民から見た文京区のごみと資源の分別の分かりにくさや自国との違いなど、外国人住民目線の内容を入れてはどうか。	対象となる外国人住民の選定等が難しいため、コラムのタイトルは「ふれあい指導を実施しています！」とし、「ふれあい指導の奮闘」として、外国人住民にはAI通訳機を活用するなど効果的な普及啓発に努めていることを記載しました。
22	鏑木委員	コラム	事業系廃棄物については排出事業者に処理責任があるということをコラムに掲載してはどうか。	コラム「ふれあい指導を実施しています！」において、事業系ごみは排出事業者の自己処理が原則であることや、事業系有料ごみ処理券を貼付して集積所に排出するには条件があることを記載しました。
23	武井委員	全体	計画書にQRコードを記載して、詳細を知りたい場合関連する区ホームページにアクセスできるようにしてはどうか。	第7章「目標達成のための具体的施策」については、記載のある全ての施策にQRコードを掲載すると膨大なスペースが必要となること、またリンク切れの可能性が高くなってしまうことから、「災害廃棄物処理基本計画」のQRコードのみ掲載することとします。コラムについては、全ての施策にQRコードを掲載しています。QRコードを掲載した区ホームページについては、計画期間中にリンク切れとなることがないよう、担当者間で引継ぎを行うこととしました。
24	南部会長		QRコードは便利だが、リンク切れがあると信頼性を損なうのでよく検討して掲載した方がよい。	